

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和元年12月5日(木) 午後1時30分から
午後4時32分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、嶋幸一、阿部長夫、阿部英仁、成迫健児、高橋肇、小嶋秀行

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第122号議案及び第123号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第118号議案及び第119号議案については可決すべきものと、請願3については継続審査とすべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することを全会一致をもって決定した。第121号議案については可決すべきものと、土木建築委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について、大分県長期教育計画の変更について並びにラグビーワールドカップ2019に伴う警備結果についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

文教警察委員会次第

日時：令和元年12月5日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：30～14：20

(1) 合い議案件の審査

第118号議案 大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について

第119号議案 大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第122号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

第123号議案 物品の取得について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の変更について

②ラグビーワールドカップ2019に伴う警備結果について

(4) その他

3 教育委員会関係

14：20～15：55

(1) 合い議案件の審査

第121号議案 公の施設の指定管理者の指定について

請 願 3 ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

②大分県長期教育計画の変更について

③県教育委員会における障がい者雇用について

④大分県立南石垣支援学校に係る損害賠償請求事件について

⑤平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

⑥県立学校自転車通学生ヘルメット着用に関するアンケート結果について

(3) その他

4 協議事項

15：50～15：55

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員にも出席いただいています。ありがとうございます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に発言願います。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件及び福祉保健生活環境委員会並びに土木建築委員会から合議のあった議案3件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、福祉保健生活環境委員会から合議のあった議案2件について審査を行います。

なお、本日は生活環境部から石松県民生活・男女共同参画課長、教育委員会から簗田学校安全・安心支援課長にも出席いただいています。よろしくお願いします。

それでは、第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定についてのうち本委員会関係部分及び第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分は、それぞれ関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

石川警察本部長 初めに、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和元年も、残すところあと僅かとなりました。文教警察委員の皆さま方には、今年1年大変お世話になりました。

まずは本年の最重要課題と位置付けていたラグビーワールドカップ2019大分大会の警備については、大きな事件・事故もなく終了できたことを報告します。

来年には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック、また、その前段で県内においても聖火リレーが行われますが、三浦委員長をはじ

め委員の皆さま方におかれては、引き続き県警察への御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、特殊詐欺等被害防止に係る条例の制定及び改正に関する合議案件2件並びに付託案件2件について審査していただき、その後、諸般の報告として、大分県長期総合計画の変更について、ほか1件の案件を説明します。

それぞれについては、担当部長等から説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

筒井生活安全部長 それでは私から、第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について及び第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正についてを一括して説明します。

なお、どちらも県、教育委員会、警察本部が共同で管理することとしたいので、県生活環境部県民生活・男女共同参画課長、教育庁学校安全・安心支援課長も同席しています。

それでは、お手元の文教警察委員会説明資料1ページをお開きください。

大分県安全・安心まちづくり条例が、犯罪の防止に関する方針を示した基本条例であることから、先に第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について説明します。

本年5月に川崎市において、スクールバスを待っていた児童等が犠牲になる事件が発生したことなどから、次代を担う子どもたちの安全を確保するには、地域社会全体で子どもたちを守ることの重要性を示し、広く周知する必要があります。条例に明文化するものです。

また、特殊詐欺等については、犯行の手口が巧妙化・多様化し、県内の被害額は年間2億円以上の高止まり状態で、深刻な状況であることから、特殊詐欺等の根絶に向け、これまで以上に県、県民、事業者等が一丸となって対策を進めていく必要があります。このため、防犯の基本条例である本条例に県の姿勢と基本方針を示

す規定を追加します。

ポイントは四つで、一つ目は、登下校時の子どもたちの安全を確保するには、地域社会全体で見守っているという姿勢を示す必要があるため、現行の規定で警察署長がリードして行う形から、通学路等の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者、警察署長といった関係者全員が、スクラムを組んで取り組む形に改めるものです。

二つ目は、これら地域の関係者が児童等の安全確保のために取り組む方策について具体的に示す指針を、県、県教委、県警が共同して策定します。指針には、見守りの目を増やす、大人が声をかける、子どもにすぐ逃げることを教える、不審者情報の共有の四つの項目に重点的に取り組むことなどについて規定し、県全体の取組を底上げし、充実を図ります。

三つ目は、子どもたちが自分で自分の身を守ることができるよう、防犯教育の充実に努めることはもちろん、子どもたちが犯罪を起こさないようにするための社会規範教育の充実に努めることです。

四つ目は、特殊詐欺対策における県の基本姿勢として、市町村や県民等と連携・協力して特殊詐欺等の被害防止のための施策に取り組むことにより、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運を醸成することを規定します。

改正の主な内容は、資料2ページに付けています。

引き続き、大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について説明します。資料1ページにお戻りください。

この条例の制定背景として、特殊詐欺の被害額が高止まり状態となっていること、全国ではここ3年で犯行に加担し検挙される少年が倍増していること、犯行拠点から押収される名簿に県民のデータも含まれていることなどがあります。

ポイントの一つ目は、県、県民、事業者等が一丸となって、特殊詐欺等の被害防止に取り組む、オール大分による総合的な対策です。県、県民、事業者等の責務とともに、青少年の育成

に携わるものの責務についても規定し、県民が家族や近隣住民などの間で相互に注意喚起することや、県民、事業者等が被害に遭いかけている者を発見した際の警察への通報を努力義務としています。

二つ目は、被害回復制度についての助言であったり、精神的被害は犯罪被害者支援制度の相談対応等により、被害者やその家族などを支援することです。

三つ目は、県内に犯行グループを入れないための犯行拠点対策です。特殊詐欺等は賃貸マンションを拠点として電話をかけることが想定されることから、貸主には特殊詐欺等に利用しないことや、利用されていると判明したときは催告なしで契約解除できる特約を契約に定めることなどの努力義務を規定しています。また、不動産業者等には特約を定めるよう助言することを、努力義務として規定しています。

四つ目は、県民の個人データを犯行グループに渡さないための名簿対策です。個人情報取扱事業者に対し、個人データを第三者に提供する際は、第三者の偽名使用を防ぐため、運転免許証等の公的証明書での確認と確認記録の保存を義務付け、その上で、違反した個人情報取扱事業者に対しては勧告し、正当な理由なく勧告に従わない事業者の名称等を公表できることも規定しています。

条文の骨子は3ページ以降に付けています。

これら条例の改正と制定によって、より安全で安心な暮らしが実感できる大分県づくりを推進します。

なお、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正の施行期日は公布の日から、大分県特殊詐欺等被害防止条例の施行期日は、令和2年4月1日からとしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

嶋副委員長 特殊詐欺の防止に向けては、大分県警もこれまで対策を取ってこられたと思いますが、今回の条例の改正あるいは条例の制定によって、県の責務とか県民、事業者等の役割が

明確化されるわけですが、県警としてはどう対応を強化していこうとしているのか聞かせてください。

筒井生活安全部長 県警では、これまでも取り組んでいますけれども、三つの柱があります。特殊詐欺被害の防止では、まず犯人と話をしない対策です。それから、だまされない対策、水際対策を行っています。

これらが非常に有効であることから、まず、これらを中心に取組を進めていきたいと思っていますし、今回の条例制定を受けて、この実効性を上げるために、それぞれ対策を採っていききたいと思っています。

嶋副委員長 例えば、今からキャッシュカードを取りに行くという、いわゆる予兆電話の情報は、県警で把握している場合もあるのですか。

筒井生活安全部長 やはりそれは、当事者からの通報がなければ把握しようがありませんので、通報があったら、すぐに被害が広がるのを防ぐために、あらゆるところに情報提供して注意喚起を行っています。

嶋副委員長 場合によっては、そういう電話が一定の地域に集中する可能性もあると思うんですよ。そうした場合は、やはり集中的に警察官を地域のコンビニとかATMに投入していく必要があると思います。ぜひ情報収集に努めていただき、その場合は大胆かつ迅速に対応していくことが求められると思うので、しっかりやっていただきたいと思っています。

石川警察本部長 今副委員長から御指摘をいただいた件ですけれども、さきほど生活安全部長からも少し説明しましたが、予兆電話があった場合、当然警察に通報があり、かつ一定の地域に集中して電話がかかっている場合には、一つはまもめーるなどを活用して、予兆電話が入っていることを広く県民の皆さまにお知らせしています。

それからもう一つ、警察官を集中的に運用をということですが、この春の組織改編で、機動捜査隊を捜査第一課から刑事企画課に移管しています。その趣旨は、機動捜査隊は元々、捜査第一課関係の強行盗犯事件に運用していたわけ

ですが、これは捜査第二課が所管している特殊詐欺についても機動捜査隊を活用して、正に委員から御指摘があったような予兆電話が集中している場合にも、機動捜査隊なども含めて集中投入ができるように刑事部全体で管理する運用に変更しています。やはりこの特殊詐欺対策はスピード感が非常に大事ですので、そういった予兆電話がかかっている場合には、迅速に対応していきたいと思っています。（「よく分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

小嶋委員 安全・安心まちづくり条例です。さきほどの説明で理解はしたんですけど、三者共同の指針策定期間がいつ頃になるのかということ。それから、社会規範教育の充実に努めるんですけど、具体的にどういう内容なのか。内容は社会規範教育だから、そういうことなんだろうと思うんですけど、学校の教育課程の中にもどのように埋め込んでいくのかということですね。

それから、特殊詐欺の根絶に向けた社会的気運の醸成を規定して、この条例の一部改正あるいは特殊詐欺等被害防止条例が制定されるということ。これが一つの起点になるわけですから、県民運動の盛り上がりを作るために、年に1回県民集会のようなものを、県警とそれから教育委員会などが共同して、あるいは自治会とか高齢者の組織、団体とかと連携して、一大集会を開くことが、結構、威圧する圧力になっていくのではないかという気がするんです。特に交通安全でも年に1回集会がありますよね。これは各地域でやりますけど、そのやり方については、県内各地域に広げるかどうかはともかく、まずは大きな大会のようなものを開くことが必要じゃないかと思います。その辺の考え方を聞かせていただきたい。それから被害者への支援として、御承知とは思いますが、電話の非通知設定は今の新しい電話機であればどれでもできると思うし、古い電話からできるだけ切り替えて、電話番号が目視できるように非通知設定にすればだいぶ減るんじゃないかと思うので、その点の考えを伺います。

筒井生活安全部長 まず指針のスケジュールですけれども、基本的には川崎の事件があって、

県の臨時部長会議で4点申合せがありました。それが見守りの目を増やす、大人が声をかける、子どもたちがすぐに逃げることを教える、不審者情報の共有という4点を基本に据えて、条例の改正にあわせて施行する形で現在作業を進めています。

子どもの規範意識に関しては、これまでは条例に、防犯教育に関しても、規範意識に関しても規定がありませんでした。今回、初めて規定するわけですが、規範意識については、この防犯教育とあわせて、子どもたちが健全な社会人に成長するように規範意識を涵養することが大事であって、成長過程においてそういった意識を植え付けることが大事だろうと。具体的には薬物乱用防止教室、それからネットモラル教室を通じて規範意識を高めていきたいと思っています。

それから、今御提案のあった県民大会ですが、これはぜひ参考にして、可能であればそういったことで気運を高めていければと思っているので、検討していきたいと思っています。

それから、最後に御提案をいただいた非通知設定の利用の促進ですが、これも迷惑電話防止機能付き電話の促進とあわせて、利用の促進を図っていきたいと思っています。

小嶋委員 声をかけるということがありましたけれども、これは学校との連携も必要だと思いますが、できるだけ大人から声をかけられたら取り合わないよという親がいて、（笑う者あり）いやいや実はそうなんですよ。だから私が毎朝立っていて、おはようと声をかけても知らん顔して通り過ぎる子が半分以上いるんです。まあ、それはそれで仕方ないのかもしれませんが、黄色い帽子とビブスを着てやっているから、交通安全のおいちゃんだと分かっていると思いますけれども、それでも声をかけても知らん顔をする子もいます。それは家庭内教育の問題かもしれませんが、そこはそういうこともあると御承知置きいただきたいと思っています。そのことをことさら強調して、声かけをやめることがないようにお願いしたいと思います。

石川警察本部長 最後の大人が声をかけるとい

う話に関しては、これは正に県の臨時部長会議でも議論がありました。この際の大人が声をかけるのは、委員御指摘の子どもの方に大丈夫かと声をかける場合と、もう一つ不審者に対して何をやっているんですかと声をかけるものです。

（「ああ、そうか」と言う者あり）それがまた一つの抑止効果になるので、子どもに対するもの、それから不審者に対するもの両方の意味で声をかけることと理解しています。いずれにしても見守りの目を増やすこととあわせて、社会全体で子どもの安全に取り組む一環として御理解いただきたいと思います。（「分かりました、ありがとうございます」と言う者あり）

高橋委員 安全・安心まちづくり条例で、若干細かいと言うか具体的なことに入るので、まだこれから具体的に検討するということなら、それはそれでいいと思いますが、1点は今お話があった見守りの目を増やすことです。今、私の地域でも結構元気な高齢者——高齢者と言ったら悪いけど60歳を過ぎて70歳くらいまで、まだ働いている方がいらっしゃって、なかなか子どもの登下校時間には時間が合わせられない。かなり高齢の方が出ている場合もたくさんあるんですが、どうしても保護者が子どもの登下校時間に見守るのは難しい。最終的には高齢者に頼らざるを得ないことがあるんですが、そこら辺を今後どうしていくのか、地域の高齢化という中で、見守りは確かにしたいけれども、ちょっともう体がきついか、あるいは男性ではなくて女性の方が主になってしまう。さっき不審者に声をかけると言ったけれども、女性にはかなり勇気のいることではないかと。やはり二人ワンセットでやらないと、1対1で話するのは非常に勇気がいることだと思います。そういうことも含めて見守りの目を増やすのは、どこら辺までのことを今後検討していくのか。

もう一つは不審者情報の共有で、共有とはどの程度の範囲までを共有者と考えているのか。この2点について。

筒井生活安全部長 まず見守りの目を増やすことですけれども、先般の知事答弁でもありましたが、ながら見守りというのがあります。県警

としても防犯ボランティアであったり、犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定ということで、37の企業・団体と協定を締結して、それぞれの業務において見たり聞いたりしたことを通報していただくことに取り組んでいます。こういった裾野を広げて、さらに見守りを強化していきたいと思います。

それから、もう一点が情報の共有範囲ですけれども、さきほど本部長からも少し話がありましたが、県警ではまもめーるの配信で、事件が起こったり、共有しなければならないときには情報配信をしています。これがメール版では約3万、アプリ版では1万4千ということで、約4万4千の方に入っています。この登録会員を増やして情報の共有を図ることと、関係機関、団体との連絡会議等で必要な情報の共有を図りたいと思っています。

高橋委員 やっぱり今言ったように、企業とか個人の店とか、いろんな地域にいる方、全ての方に声をかけて、その時間だけでも作って協力していただくことにしないと、高齢者だけにお任せすることでは、限界が来ているのかなと思います。そこら辺はこれから周知徹底することをお願いしたいと思います。

あと不審者情報の共有で、今日は教育委員会の方も来ていますけれども、私も現職のときに現場では、今日こういう声かけ事案がありましたとファックスなどで来るんです。ところが、現場は忙しくて見ている暇がないんです。子どもを帰した後で、何かプリントがあるねと見て、えっとなることがある。なかなか職員室に全部の先生が集まる機会もなく、管理職もなかなか見られない。メールで来てもメールを見る時間もない。ということは、それ担当になってはいけませんが、そういうことをある程度専門に、特に子どもたちの場合は学校現場との連携がすごく重要になると思うので、そこら辺の共有が少しでも早く、確実にできるように教育委員会と相談しながら、やってほしいと思います。

石川警察本部長 今の委員の御指摘に関しては、他府県での子どもが犠牲となる事件の発生を受

けて、これは各警察署と学校の教頭先生が中心となりますが、学校の先生の中で一人窓口を決めていただき、この先生との間で一応連絡体制を講じています。これは警察サイドもそうですし、学校サイドもそうですが、窓口を一本化しておかないと何かあったときに迅速な連絡が取れないものですから。これは各警察署が各学校ごとに担当の窓口の先生を決めていただいて、そういった特に急を要するものについては、その先生を通じて学校内に周知を図る体制を既に構築しています。

高橋委員 それでいいと思うんですが、先般からいろいろ言われている、学校現場の忙しさと人員不足もあって、なかなか窓口の先生が機能しない。ほかの子どもに手を取られて、なかなかそこまでいけない。逆に言えば、担当した人が本当にそれに専念できるような条件づくりなども、これはまた教育委員会の問題だと思いますが、お願いしたいと思います。

阿部（英）委員 今の高橋委員の発言に関連すると思うんですが、この条例制定は大変有意義なことだと思います。今日は教育委員会も来ていて、子どもたちに自身を守る意識の向上と教育の充実と書いていますが、学校現場としてどう取り組もうとしているのか。この後に教育委員会の審査がありますけど、その中では取り上げられていないんですね。この場に教育委員会も来ているのであれば、教育現場でどういうことをやるのか。連携してやるということは当然分かります。だけど、子どもたちに隅まで徹底するためには、やはり学校という組織があるのだから、これをどう活用するのか。例えばさきほどの言葉の中で逃げることも教えると。逃げるということのは学校ぐらいでしか教えられない。これはどういう思いを持って、どうすれば逃げたと言えるのか。そういうところを含めて教育委員会はどう思っているのか。今日は教育委員会はどなたが来ているのかな。

箕田学校安全・安心支援課長 学校の中ではまず、学校安全計画というのがあります。その中で……（「少し大きい声で」「ちょっと立って。一番後ろにおったら見えんじゃない」と言う者

あり) 毎年度学校の安全計画を作ります。4月に入學すれば、当然ながら登下校の安全指導等も行います。子どもたちが危ない場所を察知するために、教育委員会では防犯教育の一つとして、地域の安全マップづくりという取組を始めています。これは地域に実際に出かけて行って、危ない箇所はどこかを地域の方と確認をしながらマップを作っていくことで、子どもたちが体験的、自主的に危機回避能力を養うための教育に務めていきたいと考えています。

阿部(英)委員 例えば、子どもたちということになると、小中学校になると思うんです。そうすると市町村教育委員会です。市町村教育委員会に、この条例ができれば改めてそういう会議を持ちながら、徹底してやるという姿勢は教育委員会に当然あると思いますが、そこはこの条例が制定されればすぐさま取り組み、今までの安全教育だけにとどまらず、これまで以上に、もう少し掘り下げてやっていきますという答えがほしいんですが、どうですか。

箕田学校安全・安心支援課長 もちろん市町村になりますので、今後市町村教育委員会との教育長会議もありますので、その中でさらに徹底するように、こちらは会議の中でまた徹底していきたいと考えています。

阿部(英)委員 徹底してやられるということ、我々のこの委員会で述べられたということ、いいんですね。

箕田学校安全・安心支援課長 そういうことです。頑張っていきます。(「はい、結構です」と言う者あり)

三浦委員長 ほかになければ、私から1点。もうこれは質問ではないのですが、申すまでもありません、これらの条例は制定、改正することが目的ではありませんので、条例が施行されて以降、やはり所期の目的が達成されることが一番大事だと思います。取り分け特殊詐欺等の関係は、余り全国的にも耳にしない条例ではないかと思うので、施行された後は、しっかりと日本一安全な大分の実現に向けて、さらには他県からもこの条例を見習って制定されるように。これは私たち議会もそうですが、共にしっかり

取り組んで行きましょう。

石川警察本部長 正に御指摘のとおりで、条例を作ることで体が目的というよりは、むしろ条例をしっかりと活用して特殊詐欺等の被害を防いでいくことが眼目でありまして、また、今委員長からも非常に珍しい取組とあったように、全国では8件目になります。ただ、全国8件目ですけれども、今回の特殊詐欺等被害防止条例案は全国初となる条文もいくつも盛り込んでいて、それもしっかりと活用しながら、全国のさきがけとなるような取組を県警をあげて推進していきたいと考えています。

三浦委員長 よろしくお願ひします。

それでは、委員外議員の方はありますか。

吉村委員外議員 1点だけお願ひします。特殊詐欺等被害防止条例第14条に被害者等の支援が入っていますが、当然防止がメインだと思いますけれども、被害に遭ってしまった方の声をいち早く吸い上げることも大事だと思います。やはり特殊詐欺なので時間がたてばたつほど相手も分からないと、一刻も早く吸い上げることが大事だと思うんですが、被害に遭った方にすれば、これだけ気を付けると報道されている中で被害に遭ってしまっているの、どうしてもすぐに電話をかけられない。また恥ずかしさもあって、相談していいものか悩んでしまうという声も耳にします。そういった部分で一日も早く、一分でも一秒でも早く、被害の声を吸い上げるために何かやろうとしている工夫があれば、ぜひお伺ひしたいと思います。

筒井生活安全部長 なかなか悩んでいる方が警察に相談というのは、やはり被害届を出される方もいれば、泣き寝入り、一人で悩んでいる方もいることは事実です。それで、私どもとしてはそういう方が、自分が被害に遭ったことにまず気付かせるためにも、手口であったり、どこでどんな被害があっているかを周知することも大事かと思ひますし、巡回連絡を通じて、地域の警察官が情報を取ることで、早めに被害に気付いてあげ、それから金銭的な被害回復や精神的なケアに努めていきたいと思ひます。

吉村委員外議員 特に高齢者の方がなかなか連

絡しづらい部分も、プライドもあると思いますので、ぜひそういうところもよろしくお願ひします。ありがとうございます。

三浦委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、これより各議案について、それぞれ採決します。

まず、第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について採決を行います。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

続いて、第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について採決を行います。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

なお、本日の説明や質疑応答にもありましたが、特殊詐欺の被害は深刻な社会問題となっており、特に高齢者の被害を防ぐ取組が必要です。その根絶に向けた、県及び県民、事業者の一体的な取組は、来年度当初から遅滞なく行うべき喫緊の課題だと考えます。

今回や前回第3回定例会の常任委員会の審査における委員の皆さまからの意見等をまとめ、議会最終日の文教警察委員長の報告の中で、執行部の積極的な施策を求める要望を申し添えたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、そのようにします。

以上で合い議案件の審査を終わります。

なおここで、石松県民生活・男女共同参画課長、簗田学校安全・安心支援課長が退室されます。お疲れさまでした。

〔石松県民生活・男女共同参画課長、簗田学校安全・安心支援課長退室〕

三浦委員長 次に付託案件の審査を行います。

第122号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、本案については関係する土木建築委員会に合い議していることを申し添えます。それでは執行部の説明を求めます。

山田警務部長 議案書の78ページをお開きください。

第122号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について説明します。

県下15警察署の管轄区域については、警察署の名称、位置及び管轄区域条例の別表中に、警察署ごとに管轄する市町村名を規定しており、大分市内の大分中央警察署、大分東警察署及び大分南警察署の3署については関係する大字名等も含めて規定しています。

今回、大分市大字永興や大分市大字森町等の各区域が、大分市竹の上や大分市森町西1丁目等の新たな町の区域として画されることに伴い、大分中央、大分東警察署の管轄区域の一部を改正するものです。具体的な場所については、文教警察委員会資料5ページ、警察署の管轄区域の改正についてと題した地図を作成していますので御覧ください。

大分中央警察署の管轄区域については、JR南大分駅北側及び南東側の区域、大分東警察署の管轄区域については、大分市立別保小学校西側の区域が変更されます。改正条例の施行期日については、町名の変更実施日である令和2年1月11日です。

また参考ですが、お手元の資料6ページ、大分市大字畑中の一部の住居表示変更についてを御覧ください。

大分市大字畑中に所在する公の施設である県

営畑中住宅の住居表示が変更されることから、県の土木建築部が所管する条例についても改正することとしており、本件については、土木建築部が土木建築委員会場で説明の上、議案審議をいただくこととなっています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第123号議案物品の取得について執行部の説明を求めます。

筒井生活安全部長 私から、第123号議案物品の取得について説明します。

お手元の資料7ページを御覧ください。

警察無線機の取得について、県有財産条例第2条、予定価格7千万円以上の物品取得の規定に基づいて議案を提出するものです。

取得する物品は、パトカーに搭載している無線機です。取得の理由、取得予定数及び取得スケジュールについて説明します。

まず、取得理由ですが2点あります。1点目は電波法の下位規程である無線設備規則の改正に伴い、現在使用している無線機は今後使用できなくなります。2点目は、現在使用している無線機の老朽化です。現在使用している無線機は整備から約13年が経過しているため、老朽化するとともに故障が多発しており修理部品も枯渇に近い状態です。

次に取得予定数ですが、152台の無線機を調達します。警ら用や交通取締り用などのパト

カーのほか、交番に配備されているミニパトカーに整備するものです。

最後に今後の取得スケジュールですが、本年9月6日に仮契約を締結しており、本定例県議会承認をいただきましたら本契約を締結し、令和2年3月に物品が納入される予定です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

小嶋委員 ちょっと念のために。152台というのは多数になるんですけど、入札などは実施したということでもいいですかね。

筒井生活安全部長 入札はしたんですが、参加は1者で三菱電機のみでした。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

山田警務部長 大分県長期総合計画の変更について説明します。こちらの資料1、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」

（たたき台）を御覧ください。

さきの第3回定例会においては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づく立案段階での報告として、見直しの概要を説明しましたが、今回は、これまでの中間見直し委員会における議論等を踏まえ作成した、たたき台により主な見直しの内容について説明します。

まず、1ページをお開きください。

1の計画改訂の趣旨ですが、現行の長期総合計画である「安心・活力・発展プラン2015」は、本年度中間年を迎えています。これまで、計画を着実に実行し、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、各分野の実績もあがってきました。一方で、本県を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少やグローバル化の加速により、従来の常識をはるかに超えた速度で変化しています。また、国・地方にとって地方創生が大きな課題となっています。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、現行計画の見直しを行うこととしています。

2の計画の性格・役割、3の計画の期間は現行どおりとしております。

次に、4の計画の構成ですが、基本構想編と基本計画編の2部構成とし、基本構想編では、変化する社会情勢等を示した時代の要請と基本目標。基本計画編では、政策・施策体系を示すこととしています。

3ページをお開きください。

時代の要請ですが、大きく三つの項目を示しています。まず(1)大分県版地方創生の加速前進では、人を大事にし、人を育てる、仕事をつくり、仕事を呼ぶ、基盤を整え、地域を活性化するという三つの取組の方向性について。

5ページをお開きください。

(2)先端技術への挑戦では、先端技術を活用した地域課題の解決や先端技術産業の創出について、(3)強靱な県土づくりでは、抜本的な治山・治水対策や南海トラフ地震・津波への対応について、それぞれ方向性を示しています。

続いて6ページを御覧ください。

(4)時代の要請の最後には、人口ビジョンを示す予定としています。こちらは年末に閣議決定予定である国の方向性を踏まえ、新たな将来展望を示したいと考えています。

次の7ページを御覧ください。

基本構想編の基本目標ですが、こちらは現行計画を踏襲しています。

9ページをお開きください。

これまでに説明した基本構想を踏まえ、基本

計画としていますが、考えている分野別政策です。安心の分野では、三つの日本一の実現や強靱な県土づくり、移住・定住の促進といった政策を掲げています。活力の分野では、農林水産業、商工業、観光産業の振興、女性の活躍などに向けた政策を掲げています。さらに次のページ、発展の分野では教育、芸術文化、スポーツ、交通などの政策を掲げています。

それでは、これらのうち警察本部に関する施策について説明します。

警察本部は、9ページの安心の分野、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、1番目の施策、犯罪に強い地域社会の確立及び2番目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現を所管しています。

それでは、施策の見直し内容について説明します。41ページをお開きください。

一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてです。現状と課題に記載していますが、刑法犯認知件数は平成16年以降減少傾向を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件が発生し、また特殊詐欺は全ての世代で被害が続発しているなど、依然として厳しい治安状況にあります。

また、ストーカー・DV、子ども・女性を対象とした声かけ事案等も依然、高水準で発生しています。全国では、登下校時における子どもを対象とした殺傷事件等、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取組が求められています。

次の42ページをお開きください。

このような状況を踏まえ、主な取組①の5ポツ目に記載のとおり、大分県安全・安心まちづくり条例に基づき諸対策を推進し、現在制定作業中の大分県特殊詐欺等被害防止条例による特殊詐欺等被害防止対策に取り組みます。また、②の2ポツ目のとおり、登下校時における子どもの安全対策及び児童虐待事案対応の強化等を図ります。

目標指標については、刑法犯認知件数の目標値を変更したいと考えています。当初の計画では、平成36年の目標値を4千件としていまし

たが、平成30年の時点で既に達成しているので、日本一安全な大分の実現のため、全国一の治安水準にある秋田県の犯罪率——犯罪率とは、人口10万人当たりの刑法犯認知件数のことですが、こちらを目標とし、当県においては令和6年に当該犯罪率を実現すべく、令和6年の目標値を2,850件とします。

次に、43ページを御覧ください。

二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現についてです。現状と課題に記載のとおり、高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故や道路横断中の歩行者が犠牲となる死亡事故が多発していることから、横断歩道における歩行者保護をはじめとした交通ルールの遵守と交通マナーの向上が求められています。このため、高齢の運転者・歩行者両面からの交通事故防止対策をはじめ、県民一人一人の交通安全意識を高揚させるための方策を推進する必要があります。

44ページを御覧ください。

今申し上げた状況を踏まえ、主な取組①の1ポツ目に記載のとおり、行政と関係機関・団体とが連携した、総合的な高齢者の交通事故防止対策を推進します。また、主な取組②の1ポツ目に記載のとおり、交通事故実態を踏まえた交通指導取締りを強化するとともに、積極的な情報発信に努めます。加えて全国では、いわゆるあおり運転による交通事故等が問題になっているほか、依然として飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が発生しています。主な取組②の2ポツ目に記載のとおり、今後もこれら悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取組についても強化します。

目標指標については、交通事故負傷者数の目標値を変更します。当初の計画では、平成36年の目標値を5,500人としていましたが、平成30年の時点で既に達成しているので、過去の発生状況等を踏まえて推計し、変更後は令和6年の目標値を4,100人としたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから

質疑、意見等はありませんか。

小嶋委員 44ページのところで、交通秩序の確立ですね。12月2日の一般質問のときにも触れたんですが、交通指導取締りの一環として信号機のない横断歩道での車の一旦停止。その指導をバス協会とは提携を結んで、今度は運送業でしたかね、今もう話をしているとの本部長の答弁でした。

やはりタクシーの台数も結構多いので、こちらもそう遠くない時期にしっかり話をしていたきたい。立場としては、もう申し上げるまでもなく、法令遵守の立場で一旦停止をお願いしますということが、県警の姿勢であっていいと思うんですね。そこを早めにしていただき、事故の減少に役立ててほしいと思うんですけど、タクシーについてはどんな状況ですか。

石川警察本部長 先日答弁しましたが、トラック協会とあわせてタクシー協会に、11月22日付けで協力依頼文書を発送しています。あわせて、担当者からも説明して、御協力いただけないかと今お願いをしています。

小嶋委員 ちょっと質問の時間が足りなくてばたばたしたんですけど、質問の最後に、県警の車を除いて県の公用車が890台あると少し触れたんです。県警からお願いできるのかどうか分かりませんが、私はその890台余りの県の公用車についても、やはり法令遵守という立場で、県全体がそういう運動をする必要があるんじゃないかなと思うんですが、それって、所管が違うんでしょうけど、県警からは言えるんですかね。

石川警察本部長 まず、自らを律するというところで、バス協会等との協定とあわせて県警内では、県警が保有する公用車の運転の場合に、少なくともそういった違反行為をしないようにと、内部にしっかり通達をしています。また、委員からの御指摘もありましたので、県の知事部局については、今後しっかりと法令遵守ということについて、こちらからお願いをしたいと考えています。

小嶋委員 県警のパトカー、それ以外の車も何台あるのか知りませんが、パトカーは緊急のと

きは鳴らせば行けるわけで、それ以外の巡視、巡回のときはやっぱり落ちついた運転をしていると思うので、それはもう当然できると思います。やっぱりタクシーとか、まず隗より始めよ、県の車がちゃんと止まるとなれば、一つの社会的な運動として成り立っていくんじゃないかと思うので、ぜひその辺は連携を取っていただくようお願いします。そういうことを含めた内容にしていいただければありがたいと思います。

嶋副委員長 1点だけ。42ページの特殊詐欺被害件数の目標指標ですが、昨年度の目標値140をクリアしています。これも皆さんの御努力、取組によるところだと敬意を表したいと思いますが、令和6年度の目標値90、これ甘いと思いませんか。さきほど特殊詐欺の根絶に向けて一体となって取り組もうという話をしたばかりで、さらには秋田県の数値と比較してという発言がありましたけれども、大分県は全国の目標となるような目標値を設定すべきだと思いますが、どう思いますか。

筒井生活安全部長 確かに御指摘のとおり、これは条例を新たに制定してオール大分で行き届くという中では、そういった指摘も十分承知していますけれども、とりあえずの目標として設定していきまして、これをさらにまた減少させて、また目標を下げていければと、このように考えています。（「どれぐらいが適当だと…」と言う者あり）

嶋副委員長 いや、26年から60件減らした訳じゃないですか。今度は30年度の実績値から36件減らしていくという目標なんでね、これはもうちょっと踏み込んでいいんじゃないかなと思います。

筒井生活安全部長 そうですね。まあ、ちょっと……

嶋副委員長 まあ答えにくいでしょうから、よく検討してください。（「はい」と言う者あり）」

高橋委員 人に優しい安全・安心交通社会ということで、今、歩車分離の交差点が増えてきています。先般確か新聞にも出ていたと思うんですが、車の運転じゃなくて歩行者側の交通マナ

ーで、車が来ないから交差点を2段階で渡らずにスクランブルで横切っていくと。私もこの前、高齢の女性が一人で斜めに渡るのを、臼杵のあんな小さな町で見ました。2回信号を待つよりも確かに便利で斜めの方が早いかもしれませんが、高齢者が斜めに渡るのは、かえって危険ですと周知・徹底して、宣伝をする。そういうものが、どこかに含まれてるということですか。

木村交通部長 歩車分離の交差点は委員御指摘のとおり、本来スクランブル交差点以外は、斜め横断はしてはだめなんですけれども、これを勘違いしてる方もいる中で、死亡事故を見ると、やはり歩行者がはねられる事故が非常に多いですね。その原因は、当然車に違反がある場合もあるけれども、歩行者に違反がある場合もあるので、ドライバーだけじゃなくて歩行者を含めたマナーアップということで、特に歩行者には横断する際によく見て渡るとか、信号のあるところを渡るとか、その中の一つとしてそういった歩車分離の交差点の利用の仕方について。

そして現在、現場において特に大分市内が主なんですけれども、交番のおまわりさんが人の通りの多い時間帯にトラメガを持って出て、駅前とか寿町1丁目の交差点等でそういった指導も行っています。そういったものも含めて、県民の交通マナーの向上に努めていきたいと思えます。

高橋委員 最初、それを全く予想もしていなかったのですが、そうやって横切っていく人がやっぱりいるんだなと思って。それを子どもが見ているんですね。大人がやってるんだから自分たちもやるという。だから、大人が歩行者の交通ルールの規範意識をきちんと持たないと。便利だからとか、こっちの方が早いからということでは、やっぱり危ないかなと思うので、よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

猿渡委員外議員 1点お願いします。41ペー

ジ、42ページ辺りに、ストーカー、DV事案とか子どもや女性の安全を守るとかがあるんですけども、今日出席されてる方の中に女性が少ないと思うんです。警察の中では女性が増えていると思うんですが、やはりこういうことに取り組んでいるときに、女性の視点が大事になってくる部分もあるかと思うんですね。その辺り、組織の中で女性の登用とか女性の声を反映するとか、対応するときにも女性の方が相談しやすいこともあるかと思うんですね。その辺りはどのように進めているのか、今後どのように考えているのか教えてください。

筒井生活安全部長 まず私から、今の女性とか、DV、ストーカーの関係の観点から説明します。DV、ストーカー、児童虐待は年々増加傾向です。女性の視点でそういった部分に対応するため、今春に少年課を人身安全・少年課として、女性、ストーカー、DVを専門に取り扱う部署を新設し、そこに女性警察官を配置して対応しています。今後も女性の特性をいかした対応をしていきたいと考えています。

山田警務部長 私からは女性、特に警察官の採用、登用の関係についてお答えします。今、大分県警察においても、女性警察官の採用については推進していて、全体の約1割程度まで女性警察官にしていきたいと、計画的に進めているところです。また、昔とは違って、今は男性警察官であろうが女性警察官であろうが、その能力というのは基本的に全く同じです。分野を問わず全ての部門で女性に活躍してもらおうということで、男女を区別することなく配置しています。

ただ一方で、例えば女性被害者に対する対応を、男性がするというのはさすがにできませんので、そういった特殊な部分については、特に女性を充てるという配慮をしています。

猿渡委員外議員 1割にしていきたいということですけども、今はどの程度いらっしゃるかわかりますか。

山田警務部長 すみません、細かい数字が今、手元にないんですが、1割を満たしていないけれども、かなり近い値にはなりつつあります。

(「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり)

三浦委員長 いいですか。ほかによろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

原田警備部長 本年9月から11月にかけて開催された、ラグビーワールドカップ2019に伴う警備結果について報告します。

文教警察委員会説明資料の8ページを御覧ください。説明資料の最終ページですがA3横のカラーの資料です。

県警察においては、今回の警備を本年の最重要課題と位置付け、県民や大分県を訪れる多くの方々が試合を安心して観戦できるよう、試合会場やソフトターゲット等に対するテロ防止対策、観客、選手及び大会関係者の安全かつ円滑な輸送及び一般交通の渋滞抑止等のための交通対策、さらには試合会場やファンイベント会場等における雑踏事故防止対策などを中心に諸対策を推進してきました。

大分会場では、10月2日のニュージーランド対カナダの試合を皮切りに、10月20日の準々決勝ウェールズ対フランスまで5試合が開催され、どの試合も3万5千人前後の観客が会場を訪れました。

県警察としては、大会期間中、要人の来県に伴う警備にも対応できるよう最大で800名を動員できる体制を確保し、警戒警備を行いました。また、各試合日ごとに生じた問題点に対し、その都度改善と対策を講じた結果、国際テロや雑踏事故といった重大事案や顕著な交通渋滞の発生もなく、無事に所期の目的を達成できたと感じています。

それでは、これらの取組内容について報告します。

まず、試合会場等における警戒警備についてです。資料では左側の3(1)の写真になります。試合会場の警戒警備については、主催者による自主警備を基本としていますが、県警察においても、昨今のテロ情勢を踏まえ、スタジア

ム内の事前検索を徹底したほか、テロ等不法行為を企図する者の発見のため、観客入場ゲートあるいは観客席等において、不審者や不審物件に対する警戒を行いました。

加えて、車両の突入によるテロを阻止するための部隊配置や、テロ発生時の対処部隊の配置等を行った結果、2件の公然わいせつ事件による逮捕事案はありましたが、テロ等の特異事案の発生はありませんでした。

また、試合終了時には多くの外国人を含む4万人近い観客が一斉に出口やシャトルバス乗場に集中し、雑踏事故の発生が懸念されたことから、観客の的確な誘導を目的とした警備広報部隊の配置や退出時に観客が集中する場所への部隊の配置転換などを行い、英語を交えた広報・誘導を積極的に行った結果、外国人観客からの評判も上々で、警察官が外国人から声援を受ける場面も見られました。

試合終了後の混雑状況については写真のとおりであり、シャトルバス乗場に通じる園内道路には多くの観客が滞留したことから、試合ごとに主催者側と協議をし、退場ゲートの縮小や一時規制等を行った結果、雑踏事故の発生はありませんでした。

次に交通対策について説明します。資料は右側上段(2)の写真です。

交通対策については、観客及び選手・関係者等の円滑な輸送と市民生活への影響を最小限にすることを目的として、シャトルバスルートを中心とした交通規制及び交通総量抑制対策を行いました。

交通規制に関しては、昨年6月のテストマッチの結果を踏まえ、シャトルバスルートのバス専用レーンの設定、下郡地区のJR豊肥線アンダーパス部分の一般車両の進入禁止規制、また試合会場周辺道路の駐停車禁止規制等を行いました。

交通総量抑制に関しては、県内関係機関はもちろんのこと、隣接県警察等への協力依頼を行ったほか、メディアを通じた積極的な事前広報を行いました。また、試合当日はツイッターにより、リアルタイムに渋滞状況を発信するなど

の対策を行った結果、10月2日の大分会場での初戦において、ドーム西交差点を先頭に米良南交差点方向に約2.3キロメートルの渋滞が見られましたが、信号操作や交通整理誘導等を行ったところ、渋滞も約1時間で解消し、それ以降の試合では必要な対策を講じた結果、シャトルバスルート上における渋滞やバスの滞留は発生しませんでした。

そのほかには、10月2日の復路において、JR大分駅上野の森口周辺でシャトルバスが渋滞しましたが、県ラグビーワールドカップ2019推進課等の関係機関と協議し、10月5日以降については、試合終了後、大分駅に到着したシャトルバス降車場については、降車できるブースを8ブースから12ブースに増やすとともに降車場所を追加するなどしました。さらに、警察官による周辺信号の手動操作等の対応を行った結果、その後は渋滞は発生しませんでした。

交通総量抑制対策の効果については、試合日5試合において、会場周辺の5交差点で交通量を測定した結果、5日間の平均で約20%の交通量の抑制ができており、県民の皆さま方の御協力により、大きな効果があったものと感じています。

次に公式ファンゾーン、市街地対策についてです。資料右側(3)、(4)の写真になります。

今回のラグビーワールドカップの開催に伴い、JR大分駅上野の森口いこいの道広場に公式ファンゾーンが設置され、大分市や別府市等も祝祭の広場や北浜などにおいて独自のファンゾーンを設置しました。各ファンゾーンでは、外国人を含む多くの観客が集まることが予想されるとともに、その多くが飲酒して観戦するため、ファンゾーンや市街地での雑踏事故や飲酒によるトラブル等の発生が懸念されました。

そこで、公式ファンゾーンに専従の警戒部隊を配置したほか、大分・別府の両市街地への警察官の増員配置や雑踏を狙ったテロの防止対策等、警戒の強化を図りました。その結果、市街地等において、一部、けんかや口論、泥酔者の保護、騒音苦情、料金トラブル等の事案や、外

国人観客が試合の余韻で市街地で騒ぐなどの状況も散見されましたが、特異な事件事故や雑踏事故の発生もなく、おおむね所期の目的は達成できたと感じています。

このほかにも写真（５）のとおり、各チームの入離県時やホテル、練習会場等における警戒警備、試合当日の選手バスの先導警戒等を行い、各種事故の未然防止を図りました。

最後に、今回の警備が無事に終了したことについては、常任委員会の皆さまの御指導をはじめ、県民の皆さまや関係機関・団体の方々の御理解と御協力のたまものと考えており、改めて感謝申し上げます。今後も県民の安全安心を確保し、日本一安全な大分の実現に一步でも近づけていきたいと考えていますので、さらなる御指導と御協力をよろしくお願いします。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

成迫委員 ラグビーワールドカップも大成功に終わったということで、警備部の皆さまの御尽力のたまものだと感じています。大分県民に関わらずいろんな国内外の観光客に関しても安心・安全な観戦ができたということで、すごく良かったなと感じています。

その中でも２件の公然わいせつ、また一部ファンゾーンの中でトラブルがあったとおっしゃっていたんですが、今後に向けてこういった防ぎようのないトラブルも出てくるとは思うんですけれども、見えてきた課題等、今後また国際大会の誘致等にも大分県は力をあげていくと思いますので、そういった部分があれば話を聞かせてください。

原田警備部長 こういうスポーツのイベントが今後また開催されれば、今回の大会の警備結果をレガシーとして対応したいと思います。

なお、来年４月に行われる聖火ランナーのリレーの警備がありますけれども、これは祝祭の広場が大分市でのゴール地点になり、イベントが開催されます。今回、ラグビーワールドカップのときもそうだったんですけれども、日本戦があったときのパブリックビューイングはすご

く人が入って、歩道に人があふれ返ったことがありました。外から見えないように天幕を張るなどして、できたら中に入って見られるようにしてもらいたいと、今回も市にお願いしています。

９月の終わりに指原莉乃さんが来られて、あの場でトークイベントをしたときは、市側が自主的に南側の歩道から見えないように幕を張ったんですけれども、パブリックビューイングのときはそれをしていなかったんです。それで歩道まで人があふれ返ったという事案がありましたので、今回の聖火リレーのときもそういうことが懸念されます。そういうところは今回の教訓を糧に、また市の方と協議をして、そういう措置も取りたいと思います。また、それ以外のいろんなところでいろんな問題なり対処したことを、今後のイベント等につなげていきたいと思っています。

三浦委員長 ほかありませんか。

〔「なしと言う者あり」〕

三浦委員長 じゃ、ちょっと時間も押してますけど、私から。指揮体制最大時８００名を動員可能とするということで、どういった事態を想定して最大８００名なのか。常時なら分かるんですけれども、この５試合があらかじめ決まっている中でなぜ８００名、どういった事態を想定して最大８００名なのか１点と、警備対象者、今回５試合ありましたけれども、国賓クラスの警備対象者がいたのかどうか教えてください。

原田警備部長 ８００名は最大時の体制でして、こちらで想定していたのは、いろんな事前のうわさとして、イギリス王室が来るのではないとか、秋篠宮皇嗣殿下が来られるんじゃないとか、そういういろんなうわさがあったので、どういう方が来られてもやれる体制が最大８００名でした。その規模で組んでいて、実際には対象や事案に応じて必要な人数をその中で動員しています。

２点目の実際に来られたVIPについては、外国の要人は来ませんでした。日本の皇室の方では、三笠宮彬子女王殿下が日帰りで試合の観

戦に来られました。それ以外は、オリパラの組織委員会の委員長である森喜朗元総理が2回ほど来られました。

三浦委員長 来年7月に日本対イングランド戦が、昭和電工ドームで開催されます。またここも成功に収めることが、引き続きラグビーを含めた大規模イベントの誘致につながると思います。ぜひ警備をしっかりといただき、また見えてきた課題はしっかり洗い直していただきたいなと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、委員の皆さまは、しばらくお待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

三浦委員長 これより、教育委員会関係の審査を行います。

また、本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員に出席いただいています。

まず、土木建築委員会から合議のあった議案1件について審査を行います。

第121号議案公の施設の指定管理者の指定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

三浦委員長をはじめ、皆さま方には日頃から教育行政の推進にいろいろと御尽力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

また、今議会では三浦委員長、そして小嶋委

員から一般質問を通じて貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございます。

今日の委員会では合議案件が2件、また、大分県長期総合計画の変更など、諸般の報告6件について報告します。

なお、義務教育課長が急に出席ができなくなりましたので、参事が代理出席しています。どうぞよろしくをお願いします。

加藤体育保健課長 第121号議案公の施設の指定管理者の指定についてのうち、教育委員会関係部分として、大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場に関して説明します。

お手元の文教警察委員会資料の1ページをお開きください。なお、議案書は77ページの中ほど、その2です。

大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館が、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えます。このたび、指定管理候補者を選定したことで、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

大分県立総合体育館については、フェンシング場を除く体育館部分を令和2年4月に大分市へ移管することとなっています。そのため、今回は大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の指定管理者を一括して募集し、申請のあった1団体について審査を行った結果、ファビルス・プランニング大分共同事業体を指定するものです。

選定委員会における評価については、これまでの経験や実績をいかした管理運営の安定性・信頼性が高いこと。様々なノウハウを駆使した各種スポーツ教室の開催や具体的な広報などにより、今後の利用者増が期待できること。また、県と大分市の両施設の一体的な管理運営による利用者の利便性の向上や維持管理の効率化が期待できることなどです。

指定期間については、令和2年度から4年度までの3年間で、提案価格は総額2億1,240万円であり、このうちフェンシング場に係る額は300万円です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから

質疑、意見等はありませんか。

阿部（英）委員 この際ですから、ちょっとお聞きしたいんですけど、体育館は今説明があったように、来年4月に大分市に移管と。大洲の運動公園には、いろんな施設があるんですよ。例えば弓道場やテニスコート、特に野球場は別大興産スタジアムかな、ああいうところも一括して、本当はもう体育館だけが市にかじやなくして、一貫して管理が大分市なら大分市、県なら県とした方が管理もしやすいと思うんですけど。将来そういう方向に持っていく話はしているのかどうか。今それが分からなければ、後日、どの部分が県でどの部分が市になっていくのか、ここを教えてくださいな。

加藤体育保健課長 今回、県立武道スポーツセンターの開館により、本来であれば指定管理5年であるところを3年として利用者の検証をしながら、大分市と県とで一体的にそこを管理をしていきます。今後については、現段階では全く未定ですけれども、利用者の状況を検証しながら、今後については有効活用について共有していきたいと考えています。

阿部（英）委員 個人的にも教えてほしいのは、大分市の中心地にあるわけですから、議会対策等々もあると思うんですよ。そういうところに対して我々もやっぱりそういう運動をやっているかないと、何かこう市と県とで混在しているかな、そして利用してる人たちもよく分からない状況で推移してると思うんですよ。だから、そのところを今後どうしていくのか。やはり計画を立てなきゃ。立てているとは思いますが、そういうところも含めてまた後日説明を求めますので、教えてくださいな。

三浦委員長 いいですか。（「いいですよ、時間がないから」と言う者あり）ほかよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに決定しました。

続いて、福祉保健生活環境委員会から合議のあった請願3ハンセン病患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面的解決に関する請願についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

永井人権・同和教育課長 請願文書表をお開きください。

請願のあった項目のうち、2ページ目の項目2、3にある、ハンセン病患者・家族への差別・偏見をなくすための学校教育における取組及び職員に対する研修について説明します。

令和元年8月30日付け文部科学省通知、ハンセン病に関する教育の実施についてを受け、県内全ての公立小中学校、県立学校に対する周知を図るとともに、各学校において人権学習等により、ハンセン病に対する偏見や差別を解消していくための教育の実施について指導しています。

福祉保健部健康づくり支援課においては、県下の高校生が、国立療養所菊池恵楓園を訪問し、元患者や施設職員から直接話を聞き、ハンセン病への正しい認識と理解を深める研修を毎年実施しています。また、社会教育においては、ハンセン病について講話ができる大分県人権問題講師団等の派遣を通して、学習・啓発活動を進めていきたいと考えています。

次に職員の研修については、教育庁では、教育庁職員人権教育研修を年3回実施し、行政職員の人権意識の高揚に取り組んでいます。

今後、この研修にハンセン病に関する内容を盛り込みながら、職員の理解を深めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 学校では人権教育ということで、同和教育も含めてずっとやっている。このハンセン病に関しては、まだ職員の中でも知識が十分でない方もいる。まず、上っ面な知識だけで授業を行うことは、かえってまた妙な差別の助長になっていくかもしれない。3回の人権研修の中に取り入れるということですが、それは回数的には年1回ぐらいということになるんでしょうか。それとも、また折を見て県と各市町村とで、そういう研修を今後予定していくのか。

永井人権・同和教育課長 教育庁職員に関しては、来年度ハンセン病に関する研修に取り組む方向で検討しています。また、市町村においては、要請等があれば人権問題講師団等を派遣することによって研修を進めていきたいと考えています。

高橋委員 半端な形にならないようにお願いしたいと思います。

三浦委員長 ほかになければ、この請願の取扱いについて、いかがでしょうか。

嶋副委員長 この請願の1から5については、いずれも大事なことだと思いますが、我々としてはさらに調査・研究をして判断をすべきだと思っていて、継続が望ましいのではないかと思います。

三浦委員長 今、副委員長から継続審査という発言もありましたが。（「採決してから」と言う者あり）

それでは、継続審査についてお諮りします。本請願のうち、本委員会関係部分については、継続審査とすべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本請願のうち本委員会関係部分については、継続審査とすべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 それでは私から、大

分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について説明します。

まず、大分県長期総合計画の変更について、全体の概要については、既に警察本部から説明があったので、私からは教育委員会所管の施策について、主な変更点等を説明します。

別冊でお配りしている、表紙右上に資料1と記載の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（たたき台）の117ページをお開きください。117ページは、発展分野の1（1）子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進の部分になります。

主な変更点ですが、現状と課題の部分、四つ目のポツに着実な体力向上の成果があがっていることとともに、課題として生活習慣の改善やむし歯予防対策の推進につながる記載を追加しています。また、六つ目のポツに、各学校段階に応じたキャリア教育と職業教育の充実、地域産業界との連携強化につながる記載を追加しています。

主な取組については、117ページの①確かな学力の育成の項目に、新学習指導要領で示されている資質・能力の三つの柱を明記する修正や、⑥特別支援教育の充実の項目にある、第3次大分県特別支援教育計画に基づく取組の追記、そして⑦時代の変化を見据えた教育の展開の項目では、ICTの活用や持続可能な開発のための教育（ESD）の推進、主権者教育や消費者教育の推進、外国人児童生徒支援の充実、先端技術の活用推進などをこの部分の変更として加えています。

続いて119ページをお開きください。

発展1の（2）は、グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成についてです。現状と課題の一番下のポツとして、令和2年度から小学校では新学習指導要領が全面実施されることも念頭に置いて、英語教育に関する記載を修正しています。また、主な取組としては、高等学校の段階から世界トップレベルの大学と連携した学習機会を提供すること、グローバルリーダー育成塾などの教育機会の充実について

記載しています。

続いて121ページをお開きください。

発展分野1の(3)安全・安心な教育環境の確保についてです。現状と課題の三つ目と四つ目のポツでは、不登校児童生徒に対する状況の変化について、また、主な取組では、通学途中の児童生徒が襲われる事件などを踏まえ、子どもの安全確保に関する記述を追加・変更しています。

122ページ下の目標指標ですが、不登校児童生徒の出現率の全国との比としています。全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあります、大分県はここ数年全国平均を下回る状況となっておりません。まずは大分県として全国平均を下回ることを達成できないか、またさらに、これからの努力で全国平均よりも大きく良い結果を出していけないか、こうした考えに立ち指標を見直しています。

続いて123ページをお開きください。

発展1の(4)は、信頼される学校づくりの推進です。まず、現状と課題の部分については、学校マネジメントに関するこれまでの取組を踏まえた時点更新や、地方創生が大きな課題となる中での地域を担い、支える人材育成の推進につながる記載を追記しています。

続いて129ページをお開きください。

発展1の(7)は、変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援です。現状と課題の一番下のポツでは、今後、県内で生活する外国人の増加が想定されることに対応する記載を追加しており、社会教育施設を活用した、やさしい日本語の学習機会の提供などの取組を記載しています。

続いて135ページをお開きください。

発展2の(3)は、文化財・伝統文化の保存・活用・継承についてです。次のページの主な取組の①の2ポツ目に、今年4月に施行された改正文化財保護法の施行を踏まえた、県として作成する文化財の保存・活用に関する総合的な施策大綱の策定について記載しています。

また、136ページ一番下の目標指標には、文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画

の策定数として変更しています。県からも支援をしながら、目標達成を目指して取り組みたいと考えています。

続いて137ページをお開きください。

発展3の(1)は、県民スポーツの推進です。現状と課題の部分では、今年5月の県立武道スポーツセンターの開館など、県民がスポーツに親しむことができる環境整備に関する記載の時点更新を行ったほか、次の138ページの主な取組では、生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成として、総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用・加入促進についても記載しています。

続いて139ページをお開きください。

発展3の(2)は、世界に羽ばたく選手の育成です。現状と課題の二つ目と三つ目のポツ、優秀選手や競技力を支える指導者の両者とも、元々の数が少ない中で、本県で育成・強化された選手が将来、県内に就職して活躍し、引退後は指導者となるなど、スポーツ人材の好循環を生む仕組みづくりに関する記載の修正を行っています。

また、主な取組の部分では、トップアスリートと企業のマッチングを図る日本オリンピック協会の就職支援活動である「アスナビ」の取組を意識した記載を追記修正を行っています。

大分県長期総合計画の変更のうち、教育庁関係部分の主な変更点については以上です。

続いて、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について説明します。

表紙右上に別冊と記載しているA4横の、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてという資料の1の戦略策定の理由ですが、現行のまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略は、平成27年10月に策定され、その期限を今年度末としていました。その後の少子高齢化・人口減少などの状況を踏まえ、新たな戦略、計画期間5年を策定するものです。

2の戦略策定の基本的考え方ですが、本戦略は長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を集中的・重点的に推進するための計画として策定しているもので、市町

村とも連携を図ることとしています。県の長期総合計画との関係については、後ほどA3の別の資料で関係性を補足します。

2ページを御覧ください。

まず、資料の上段に記載している戦略の前提となる大分県人口ビジョンについては、現段階で推計したところでは、今世紀末における本県の人口は45.8万人という状況です。このため、引き続き人口減少に歯止めをかけて、今世紀末には何とか90から100万人程度の人口を維持すべく、自然増・社会増対策に取り組むこととしています。

資料の下段を御覧ください。総合戦略における基本目標と基本的方向性を記載しています。

基本目標は、さきほど長期総合計画の変更に關して、全体の概略で警察本部から説明されているかと思いますが、①人を大事にし、人を育てる、②仕事をつくり、仕事を呼ぶ、③基盤を整え、地域を活性化するという三つを掲げ、その下段に記載の基本的方向性に基づき取組を進めます。

資料が変わります。右上に資料3と記載のA3横のカラー資料を御覧ください。

これは、長期総合計画と総合戦略との関係を示したものです。大分県版地方創生は、地方に人をつくり人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好循環で地域を活性化しようとするものであり、資料3で言いますと一番上の行の総合戦略のローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを横に見ただく形になります。

一番左の列を縦に見ていただくと、大分県長期総合計画の安心・活力・発展の切り分けで三つの行ができています。

まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に描かれている、表の施策立てには、色付けをしていますが、それぞれの色に対応することが大分県長期総合計画の安心・活力・発展それぞれに対応して描かれていることがお分かりになるかと思いますが。

本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発展の大分県づくりと目指す方向性を同じにして、これまでの成果に新たな政策を積み上げな

がら、安心・活力・発展の大分県づくりを進めるとともに、大分県版地方創生を加速前進させていきます。

最後に今後のスケジュールですが、大分県長期総合計画と同様に、本日の議論を踏まえ、今後パブリックコメント等を経て、次回の定例会で議案を上程したいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部（英）委員 今、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで聞いたんですけどね、これをずっと見てみると、まず一つ、教育委員会がやることなのかなという感じもするんですけどね。

それと、やはりこの戦略というのは大事なんで、戦略策定に関する委員会を設置するのはいいんです。設置をしなきゃならんでしょうが、それぞれの部会長、委員13名とか16名とか数字がありますけれども、まずこの部会長というのはどういう意識を持って、どういう立場で何を求めてこういう方々を選んだのか。その基準はどうだったのか。ややもすると、こういうのを作るときに、特に弁護士だとか学識経験者だとか、そういう言い方をよくするんですけどね、そういう説明があるのかどうか。

13名とか16名とかなっているけど、これ名前を知らせないのが悪いとは言わないけれども、そういうことが大事であるならば、委員の名前を列挙した部分もあってもいいんじゃないかなと。知らせる必要がないとあなた方が思うんなら、それはそれで構わんでしょうけど、そのところはどうかですか。この2点をお聞かせ願えますか。

これは企画振興部がやるべきことじゃないかなと感じるんですけどね。どうですか。それとも総務部か。

中村教育改革・企画課長 初めの1点、教育委員会がやるべきことなんだろうかということで質問をいただきましたけれども、今回まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略は、大分県の全体の長期総合計画と方向性を合わせて議論して

いくものですので、教育委員会としても、県の総合戦略の中では発展分野の部分に関して、主に教育関係の施策を入れていくことになっています。ですので、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略全体について、教育委員会から説明をするような場の設定は本来ないのですけれども、現実的にはこの大分県の全体の長期総合計画を作っている部局は知事部局になります。

そして、教育委員会としても無関係ということではなくて、やはり地域を担って地域を支える人材育成という意味で、例えば高校教育を改善していこうとか、例えばその地域を活性化させる文化、スポーツの関係については、まち・ひと・しごと総合戦略にも関わっているとか、そういったような関係性があります。

そして2点目、この別冊の資料の1ページ目の6番に、委員会の部会で委員が13人であるとか16人であるとか、こういった形で記載している部分については、（「どこですか」と言う者あり）まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてという別冊の資料です。

（「だからこれを言ってんですよ」と言う者あり）はい。こちらの委員の部会長の選定理由や委員のメンバーリストについては、これは大分県全体の県長期総合計画を安心・活力・発展分野それぞれについて見直していくために設けた安心部会、活力部会、発展部会というそれぞれの部会とばらばらに議論してもいけないので、全体を議論する総合部会を立てて、県の長期総合計画を見直してきた際の体制になります。

総合部会については、安心・活力・発展のそれぞれの部会に参加している方々にそれぞれ入っていただき全体を議論する形になりますが、それぞれの安心部会なら安心部会、発展部会なら発展部会、大分県にもそれぞれの担当部局があるので、その部局のこれまでの議論に参加していただいた、御意見をいただきたい方を新たに委嘱している場合と、本当にこの計画を策定したときから関わっていただいている方、これをバランスよく組み合わせ委員の選定をしていて、このメンバー選定全体をまとめているのは企画振興部だと記憶しています。

阿部（英）委員 ちょっとよく分からんのやけど、要は今説明いただいた部分は、教育委員会の部分に関して説明をしたと。ですから戦略は、全体的にはもう少しボリュームがあるんだけど、その中から教育委員会の部分について説明したということでしょう。そういうふうに受け取ったらいいのかな。

中村教育改革・企画課長 今回、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略については、県全体に関わることなので、それぞれの分野ごとの常任委員会に統一して説明していくことになっていて、私がきちんと説明すべき発展部会、教育委員会の部分の説明もあるのですが、各常任委員会に統一して説明する部分もあります。説明する内容は、県全体としてどの委員会でも統一して説明している部分もあるので、両方の説明でもあります。

阿部（英）委員 あわせて聞きたかったんですけど、要するにそれぞれ部会の部会長以下委員の皆さんは、教育委員会が決めたんじゃないかと、全体の中で活力部門はこれであり安心部門はこれだと、この方が戦略会議としてやっているという意味でここに出てるといえることですか。

（「はい」と言う者あり）それならば、私がいくら聞いたって分かりっこないでしょう。部会長が何で麻生さんなのか、何で村上さんなのかって聞いたって分からんでしょう。

中村教育改革・企画課長 総合部会や安心部会の部会長に誰を選ぶかについては、関わっていませんので、それについては分かりません。ただ、きちんと確認しておくべきだったと思います。

阿部（英）委員 いやいや、もういいです。そういう説明ならもうそれで。もう少し説明の足りないところがあれば、後で聞かせてください。一人で聞いてもあれだから。どう。いいでしょう。（「はい」と言う者あり）

三浦委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員はありますか。

猿渡委員外議員 資料の124ページ、教職員の意識改革や資質向上、働きやすい環境の整備

などが出てくるんですけども、新聞でもいろんな問題が取り上げられていたり、学校での保護者や子どもとの関係が難しくなっていたり、そういうことはいろいろと目にしたり耳にしたりしますが、やっぱり人材確保が難しくなっていることが影響しているのではないかと思うんですね。欠員がかなり出たりしている中で、人材確保に大変苦労されていると。それがちょっと質の面でも影響しているのではないかと思います。

ここは大変大事なところで、どう取り組んでいくか、具体的にどう進めていくかはなかなか難しい面もあると思うんです。人材確保というときに、非正規の先生を確保する場合に免許更新の問題がありますけれども、非正規の場合、免許の更新は県でできる部分があるんですか。そこをちょっと教えてください。

渡辺教育人事課長 県でできるというのは……（「免許の更新を、臨時、非正規の教員の場合に、そういう制度があるのか」と言う者あり）臨時の職員についても、正規職員と同様に免許の更新は、教員免許を持ってる限りは行います。その際には、例えば勤務先に免許を出すことになっているので、そこは適切に免許更新をして採用となります。

猿渡委員外議員 その辺で、やはり今働き方が全国的に問題になっていますが、厳しい状況で長時間労働というのが本当に全国的に問題になっていて、また今後さらに厳しい状況が予想されることもあるかと思うんですが、やはり働き方を変えていかないと人材も集まらない。それで、質の問題にも関わってくるのが非常に関連していると思うんです。

なので、やはり仕事量を減らすとか、会議を減らすとか、仕事の配分だとか、そういうことは先日も議論され、取り組んでいると思うんですけども、やはり人員を増やしていくということも含めて考えていかないと。やっぱり現場の先生の声を聞くと、今時間を正確に把握しているけれども、帰れ帰れって言われるばかりで仕事は減らない、なかなか難しいという声も聞くんですね。だから、人員を増やすとか30

人学級を広げるとか、そういう面がどうしても大事になってくるかと思うんですけども、どうでしょうか。

渡辺教育人事課長 教員の人員の確保については、国に対してあらゆる機会を通じて要望していますので、そういったものを通じて充実を図っていきたいと考えています。

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて②の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 続いて、大分県長期総合計画の教育部門の実施計画にあたる、大分県長期教育計画の変更について説明します。

右上に資料4と記載のA3横の資料、大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）の変更の概要を御覧ください。

資料1枚目の上段の改訂の趣旨ですが、この計画が大分県長期総合計画の教育部門の実施計画であることから、県長期総合計画の中間年の見直し等に合わせ、本計画についても見直しを行うものです。右上の計画の性格や役割等の位置付けについては変更ありません。

次に、資料中段に記載の第1章についてです。

こちらは、大分県長期総合計画の基本構想編にあたる総論部分となります。まず左側、教育改革の経緯については、現行計画の記載を時点更新しています。教育改革の経緯、教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備、芯の通った学校組織の構築による学校改革について記述しています。

続いて中段右側、教育を取り巻く時代の要請として、社会情勢や教育に関する情勢の変化により対応が求められるものを記載しています。下線を引いてある部分が、現行計画から変更・追記した点であり、具体的には、急速な技術革新、自然災害や事件・事故への備え、多様なニーズに対応した教育機会の提供、新学習指導要領の実施となっています。

基本理念については、資料の下段に記載のとおり、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造を掲げており、現行計画から変更していません。大分県長期総合計画に基づく八つの基本目標の下で、第2章に主な施策を載せ

ていますけれども、施策を計画的・総合的に推進し、計画策定時から最重点目標としている、全国に誇れる教育水準の達成を引き続き目指していきます。

次に、資料の一番下となりますが、施策を総合的に推進するために必要な視点については、下線部分が現行の計画から変更した箇所です。具体的には地方創生の推進、持続可能な開発目標（SDGs）、学校における働き方改革、新たな教育課題への対応です。

新たな教育課題への対応の中で、増加傾向にある不登校児童生徒への教育機会の確保や主権者教育・消費者教育、また外国人児童生徒への支援体制の充実を含んでいます。

2枚目の資料を御覧ください。

第2章については、学校教育、社会教育、文化財・伝統文化、スポーツの4分野で構成しています。また、ローマ数字ⅠからⅧまで記載している項目が、大分県長期総合計画に基づく八つの基本目標となります。4分野、八つの基本目標に対応する施策を第2章でまとめています。下線部分は、現行の計画からの変更箇所です。さきほど説明した、大分県長期総合計画の変更での教育委員会所管施策の変更内容を主としています。

なお資料3枚目は、第2章に関わる見直し前と見直し後の項目を、新旧対照形式で記載しています。

今後のスケジュールについては、パブリックコメントと学識経験者や保護者代表等で構成する大分県長期教育計画委員会を経て、次回の定例会で議案を上程したいと考えています。よろしくお願ひします。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

高橋委員 資料の4の1枚目の真ん中辺りに、教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備の中で、教職員が切磋琢磨する環境の醸成というのがあるんです。教職員同士で切磋琢磨するのは、大事なことだし必要なことだと思うんですが、現実問題として、今それができる

状況に本当にあるのかなど。非常に一杯一杯の、もう本当に定員ぎりぎりの人員の中で、日々いろんな教育課題、子どもの課題がどんどん入ってきて、教材研究さえもままならない状況の中で、疲れ果てた上に研修に来なさいと言っても、本当にその中で切磋琢磨できるか。ここで言う教職員が切磋琢磨する環境の醸成というのは何を、どういうことを指してるのかなど。そこら辺はどうでしょう。

中村教育改革・企画課長 この教職員が切磋琢磨する環境のうち、一番大きな要因としては、学校マネジメントの向上を目指す学校改革の中で、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムを導入するということでした。それで、その学校の中で、学校として子どもたちにどういうふうに育ってほしいかという教育目標を、それぞれの教職員が達成するために動いていくわけですけれども、それぞれの教職員に求められる役割とか、その目標を設定した上で、学校全体として進めていく。その中の人事評価の部分については教職員評価システムを入れることをメインの要素として記載しています。

高橋委員 この切磋琢磨というのは評価の話ですか。

中村教育改革・企画課長 学校の中の人事評価、相対評価として入れていく教職員評価システムの導入を確保してきた部分について、これまでの改革の経緯として記載をしている部分です。

高橋委員 私の言葉の解釈がおかしいのかな。切磋琢磨というのはお互いに磨き合いながら上を目指していくのが切磋琢磨じゃないかと思うんですが。評価というのは他人がするものでしょう。それを切磋琢磨というのはどう解釈すればいいのか。すっとんと落ちないので、もう少し分かりやすく教えてくださいませんか。

工藤教育長 切磋琢磨するというのは、もう字義どおりそういう意味になると思うんですね。今、委員がおっしゃいましたけれども、先生たちに余裕があって、それぞれがお互いに磨き合うための環境整備が大変大事なことだと。そのためには、昨日も変形労働時間制の法律が通り

ましたけれども、いろんな形で先生たちが働きやすい環境を作ろうという動きが今、もちろん世の中全体も含めてそういう動きをしています。

我々はそういう前提があって、その上で先生たちがしっかり学び合えるところを作りたいという思いは、全く同じじゃないかなと思ってます。そのために何ができるかということは、これからいろいろ考えていかなければならないんですけれども、法律ができたので、その法律をよりうまく使うというか、学校現場が働きやすい環境を作る方向で運用していく、整備をしていくことが大事だということで取組を進めていきます。

今、評価のことを言いましたけれども、それは当然客観的に、我々も組織としてやる以上は評価はしないとイケないので、その点を申し上げたということです。そういった中で、自己研さんにもプラスになる方向で、評価システムも運用していかないとイケないという意味で御理解いただきたいと思います。

高橋委員 今の教育長のお話なら、ある程度分かるところもあるんですが、最初に言っていたのは、はっきり言って人事管理の話だったかなと思うんです。教職員が切磋琢磨しながら資質向上をする、それは子どもに全部返ってくるんですから、これは必要なことだし、やっぱりそれを怠ってはまずいと思うんですね。

ただ、さきほど言ったように、今の学校の超勤の問題とかいろんな中で、切磋琢磨するような時間も精神的余裕もないということですから、ここでそういう環境の醸成ということであれば、やっぱりそういうところをきちんと教育委員会としても整えていただきたいなど。そういう意味でこれを書いているのであれば、非常に私もそうだろうなと思います。

嶋副委員長 いよいよ来年から新学習指導要領による教育改革が本格的に始まるわけですが、この教育改革の大きな目標の一つが、知識詰め込みから、主体的・対話的な深い学びをしていくことだと思います。そういう中で、教職員の役割も大きく変化していかなくてはならないと思います。これまでの教えることから正解のな

い問いを一緒に考えていく、プロデュースしていく力が求められてくるんだと思います。この長期教育計画の33ページに、教員採用試験の改善等々も書かれていますが、どういうふうに新しい教育改革に対応するための教員採用試験の改善を考えているのか。さらには、教育の専門職としてのスキルアップもしっかりやっけていかななくてはならないと思いますが、この教職員の研修についてはどう考えていますか。

渡辺教育人事課長 教員の採用ですけれども、英語教育などが新たに入ってきますので、今年度から英語教育、小中連携教育ということで英語科の教員を新たに開設する。そういう職も設けて、新しい部分での募集を行っています。

また、新しい時代の学習指導要領等に対応できるような形で研修も見直していきますし、さきほどからお話のあった働き方改革という部分もあるので、ウェブによる研修といったものも取り入れて教員の負担軽減も図りながら、対応していきたいと考えています。

嶋副委員長 この33ページの求められる教職員像の上から3番目、柔軟性と創造力を備え未知の課題に立ち向かう人。正にこれは新しい時代の教育者のモデルだと思うので、スキルアップをしていくための取組をしっかりとやっていただくよう、強くお願いしておきます。

小嶋委員 大分県の教育委員会が、どのように受け止めているのかを伺いたいんですけど、OECDが発信している情報からすると、日本の教育予算にける費用は、加盟各国からすると26番目とか27番で、比較するとすごく少ないと言われています。

それがどういうことであるかは、詳細は私もよく分からないんですが、県の予算が約6,500億円以上あるんですけれども、その中で教育部門における予算そのものは1千億円付近でずっと推移しています。さきほどからお話があるように、教員が不足しているとか多忙を極めているとかもあって、時間外勤務手当が支払われていない中で、大変多くの時間外労働をある意味強要されているところが教育課程の中にあるとすれば、やはり予算の増強を教育委員会

としては考えていかなければならないんじゃないかと私自身は思うんです。

大分県教育委員会のやろうとしてる政策をしっかりと実現するためには、今の予算の状況で可とするのか、それとももう少し頑張って予算要求していかなければと思っているのか。漠とした話で恐縮ですけども、OECDでそういう評価があるだけに、我々もちょっと気になるところなので、考え方を教えていただきたいと思っています。

工藤教育長 昨日でしたか、OECDの調査が出ました。いろんな状況分析もしている中で、日本全体として見たときに、その予算は極めて厳しいじゃないか、GDPに対して非常に少ない予算でやっているんじゃないかというお話でした。我々も県全体で約6,500億円の予算の中で1千億円は確保しています。そしてまた来年もいろいろ事業をやりたいと考えているので、近々また重点事業等の説明をしますけれども、ぜひその点について応援をしていただき、我々もしっかり予算を確保していきたいと思っています。

全体としてどの程度がいいのかという議論になると、ここはもう限られた県予算の中でどこまでやるかという議論になるので、それは総務部でまた考えていただくとして、我々としてはいつも前向きに、予算をしっかりと確保していく構えでやってきています。

小嶋委員 今のお話は理解しますが、この教育改革の長期プランの中で、検討に値するのかどうかはもう皆さん方の判断によると思います。

昨今期末テストを廃止したということで、学校の中で教員が生徒に対する教育方針を少し変更している。従来の方針とは違って、期末テスト廃止、中間テスト廃止ということで、それなりの教育効果を上げているという話を聞きますが、そういうことも含めた長期教育計画の見直しに全体的になっているのか。またそういうことが受け入れられる環境にあるのかについて。東京の麴町中学校の校長先生が、そういうことを大胆にやられていて今4、5年になっているのかな。少し教育水準も上がって、成績が上がっ

てるということも実証されているようなんですけども、そういうことも参考にしているのかどうかだけ聞かせてください。

後藤教育次長 ただいまの学校の例は、我々も承知しています。ただ、これまで伝統的に中学校では期末テストなどで、子どもたちの一つの目標、励みを作りながら、期末期末で成長を促してきたので、やはり大分の子どもたちにとって、より良い学習環境を現場の先生方と作っていかなきやいけないだろうと思います。

あの校長の大胆なやり方というのは、それはびっくりしていますけれども、そこは十分に現場の先生方の働く状況も見ながら、議論していくことになるのではないかと思います。あれをいきなり全県でやるとなれば、また大混乱が起こると思いますから、そういうことも参考にしながらより良い計画につなげていきたいと考えています。

小嶋委員 最後に、私もちょっと本を読みかけているんですが、中学校で期末テストあるいは中間テストをやめたことによって、單元ごとに先生がテストをします。そうしてやり方を変えていっているんで、その分先生も大変だなという気はするんです。良い悪いはあると思うんですが、そういうことも含めて今後十分議論していただけるといいなと思うし、私も行く機会がないんで、近々直接伺って、エキスとしていいところがあれば、また提言したいと思います。よろしくお願いします。

三浦委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は。吉村議員、端的にお願いします。

吉村委員外議員 資料4の3枚目、一番下の網掛け部分で、総合型スポーツクラブの活用という部分が増えていますが、これはまた教育委員会が中心となって、いろんな場面での活用を後押しするという認識でいいのか。また国でも、スポーツクラブから学校に部活動指導者を送ったり、地域の学校の生徒を集めてスポーツクラブの中で部活動をする枠組みという話も出ていますが、そういったところにも今後取り組むと

いう認識でしょうか。

加藤体育保健課長 総合型地域スポーツクラブの活用については、スポーツ実施率の向上という本県の大きな課題があります。そういう中で、総合型スポーツクラブをいかに活用するかは大きな課題で、県としてもしっかりそこに取り組んでいきたい。加えて、今お話があったように、部活動などとの連携も新たにモデルケースを作りながら、幅広い取組を今から考えていきたいと思っています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて③と④の報告をお願いします。

渡辺教育人事課長 県教育委員会の障がい者雇用について報告します。文教警察委員会資料の2ページをお開きください。

障がい者雇用率の状況ですが、法定雇用率2.4%に対して、令和元年6月1日現在の障がい者雇用率は1.65%となり、法定雇用率達成のために必要となる人員は、アンダーラインを引いていますが、93人に増加しています。

障がい者雇用率の改善が進まなかった要因について下に四角囲みをしています、要因は大きく2点あります。

まず1点目は、臨時講師等の算入による影響分です。昨年度、当初計画策定時に臨時講師等は対象に含めない旨を大分労働局に確認していましたが、突如9月2日付けで通知があり、臨時講師等を新たに対象者に含める考え方が示されたことで、必要人員が27人増加し、当初計画の66人から93人となっています。

2点目については、障がい者雇用年次計画の未達成によるものです。内訳としては、下の表の中に実績がありますが、制度周知による新規申告者で2人、キャリアステップアップ事業の採用者で2人の合計4人が令和元年度の未達成となっています。

今後の対応ですけれども、昨年11月に策定した障がい者雇用年次計画を見直し、来年度、非常勤職員の採用枠を拡大して教育庁や県立学校、教育機関で事務補助等として新たに40名を雇用するよう、現在、来年度当初予算要求を

行っています。

これらにより、引き続き令和2年12月での法定雇用率2.4%の達成に向け、取り組んでいきます。

後藤特別支援教育課長 大分県立南石垣支援学校に係る損害賠償請求事件について報告します。資料の3ページを御覧ください。

損害賠償請求は、令和元年10月1日に大分地裁へ提訴されました。原告は亡くなられた林郁香さんの御両親、弟妹で、大分県、当時の校長、担任、養護教諭、臨時養護教諭を被告としています。

事案の概要としては、事故は平成28年9月15日13時8分、大分県立南石垣支援学校のランチルームで林郁香さんが倒れ、救急搬送されましたが、17日後の10月2日に亡くなったものです。

5原告の「請求の原因」を御覧ください。担任は郁香さんを常時見守り、窒息を防ぐべき注意義務があったにも関わらず、見守りを怠り、重大な注意義務違反であるとしています。また、校長は給食時間中に見守り、窒息という事態が生じないように教職員に指導する注意義務があったにも関わらず怠ったこと。また、気道確保、AEDの実施等の指示をしなかった重大な注意義務違反があるとしています。養護教諭、臨時養護教諭及び担任は、呼吸の有無の確認、気道確保、胸部圧迫、AEDの実施を怠ったという重大な注意義務違反があるとしています。大分県については、校長、担任らの雇用者として指揮監督にあたって過失があるとされています。

6今後の予定を御覧ください。12月13日に第1回口頭弁論が行なわれます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 私から障がい者雇用について。今の説明だと大分労働局からの通知が9月2日に突如として来た。これは例えばの話ですが、障がい者雇用だから国の動きとか、ある程度動向があって、全国一斉にこの9月2日付けの通

知があったのか。これまでの経緯とか何らかの動向があったんじゃないのか。労働局の勝手な判断でぽんとかいうのが、もしそれが突如何もなく来たのであれば、ちょっとかなり不適切だなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

渡辺教育人事課長 この9月2日付けの通知については全国的に出ていますけれども、それぞれ各県の労働局ごとに出されています。本年度までは、臨時講師については3月30日までの雇用ということだったり、翌年度予算が確定していない中で雇用が確定していないことであったり、そういったことがあって、臨時講師の取扱いは、算入をしている県があったりなかったりでした。私どもも昨年、年次計画を作るにあたって、労働局に臨時講師を算入しないことでもいいかと確認をしたんですけども、その際にはこの県の年次計画で受理していただいた経緯があります。

そういった中で、労働局は、臨時講師であっても翌年度に採用の予定がある部分については、こういうふうに取り扱うものと9月2日付けで出しました。その際に、6月1日付けの障がい者雇用率ですので、既に報告したもので、そういったものを入れて修正をする必要があれば修正をするようにという通知でしたので、そういったものを修正……

三浦委員長 いえ、私が言っているのは、全国的に通知が出されているのは当たり前なんで、大分県だけではないのは当然分かるんですけども、何の前触れもなく、9月2日付けで臨時講師も含めてやりなさいというのが、突然来るものなのかなと。ある程度動向があって、また9月2日という時期的なものもそうなんですけれども、今、課長の説明だけを聞くと、労働局側にかなり非があると、本当にそうなのかなと。ある意味国の機関としてそういうことがまかり通るのかなと疑ってしまうんですけど、どうなんですか。

渡辺教育人事課長 労働局の話では、厚生労働省からそういった取扱いにするということがあって、それを受けて労働局で各県にそれぞれ通

知をしたと伺っているんで、そのの……

三浦委員長 いやいや、例えばこういった経緯とかも踏まえて、全く何も事前になくて、急にぽんと来たということなんですか。

渡辺教育人事課長 こういった形で9月2日付けで来て、この通知を受けてですね……

三浦委員長 いやいや、もう通知の前に何の経緯もなくってということなんですか。

工藤教育長 障がい者雇用については我々も非常に敏感になっています。昨年まではこの率をはじめとときに、客観的な条件として、手帳を持っていることが絶対条件ではなく、原則としてということでした。そこには御本人の状況で、障がい者が客観的にあるという方については、大丈夫、含めていいという話だったのですが、その原則としてという部分が昨年の通知からは落ちていて、我々も見落としていました。

けれども、全体としてはちゃんと手帳を持った方、客観的に確認ができる方を雇用したという形にしなさいという通知がありました。その時点でも、母数に対して率をはじめますから、その母数の中にどういう職員を入れるのか。大きく動きますから、正規職員だけなのか、それとも臨時講師も入れるのかは、我々もずっと注意をしながらやってきました。さきほど申し上げたように、計画を出すときに臨時講師分も母数から外していいと、その中での率でいいというお話で来ていました。

前々から、県によってはいろんな扱い方をしていた状況もあって、ある県は一旦こういうことで達成をしたと労働局に報告して公表したら、実は母数に臨時講師も入れなさいという話があり、これも正に突然でした。厚労省の中でもいろんな議論があったのかもしれませんが、我々にはその経緯は一切伝わってこなかった。この通知をもって母数の中に臨時講師分の数字を入れなさいという形になりました。我々も通知をもらった以上はそれに従ってきちっとやるしかないということで、今こういう事態になっています。

来年に向けて、また予算的にもいろいろお願いをしているので、我々もしっかり確保してい

きたいなと思っています。今年で言いますと、来年に向けての教員採用、これは教員資格が絶対要件ですから、試験もできるだけ特別採用という形で応募もしていただいたんですけども、残念ながら今のところ2名しか合格しなかったという状況です。正に通知が全てという形で来たので、経過としては我々も注意しながらやってきてたつもりだったんですけども、結果的に母数が大きくなったということです。すみません。

三浦委員長 取り分け教育委員会は、障がい者雇用水増しの関係で、年次計画を立ててしっかり取り組んでる中で、それでも未達成が4人となっていて、今回また40名と。非常に高いハードルだと感じるんですけど、教育長、その辺はどうでしょう。

工藤教育長 ですけども、我々は法でそう決められている以上は、来年に向けてしっかり確保に努力していきます。また、就労したいという思いの方もいらっしゃると思うので、いろんな形でも訴えてもいますし、特別支援学校でもできるだけいろんなところで頑張りたいという方は受け入れたいとしてやっています。もう頑張りますとしか、今は言うことがないです。

三浦委員長 期待していますので、よろしくお願いします。

小嶋委員 いいですか。南石垣支援学校の件で、私は細かく存じ上げなかったのでお伺いしたいんですが、原告の請求趣旨ですね。金額の約1,500万円が両親2名分で、それから330万円が弟妹にとあるんですが、この請求されている根拠というのは、何か根拠があると思うんですが、これはどういうことなんでしょう。

後藤特別支援教育課長 それについては、今弁護士と協議中ですので、詳しくお答えできない状況です。

小嶋委員 それでは、両親に関しては、それは賠償責任ということであるんだと思うけど、弟妹にというのはちょっとよく分からなかったのとお伺いしました。こういう場合もあるということなんでしょうね。

中村教育改革・企画課長 今回、原告側からの

請求についてですけども、さきほどの説明に加えて、民法715条による過失があるとして慰謝料分、あとは逸失利益等として請求をされていて、弟妹の分についてもこの慰謝料を請求する形で訴状を受け取っています。

小嶋委員 弟妹、我々は法に余り精通してないんでよく分かりませんが、弟妹に対してというのはちょっとよく分からなかったのとお伺いしましたが、何かあれば。

[挙手する者あり]

三浦委員長 どうぞ、補足で。

河野教育改革・企画課政策法務班参事(総括)

教育改革企画課の法務班の河野と申します。弟妹についても慰謝料を請求するというのがある、そこが認められるかどうかは、これから裁判の中でとなると思うんですけども、やはり精神的な苦痛を受けられたということで、330万円を請求をされています。(「はい、分かりました」と言う者あり)

三浦委員長 ほかによろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

三浦委員長 委員外議員の方は、猿渡委員外議員、端的にお願いします。

猿渡議員 障がい者雇用について、この表の見方ですが、現在のところ制度周知による新規申告者、要するに手帳を持ってなかったけれども手帳を取得されたということですか。その方々が計画では9名に対して、今年度実績では7名ということで、新たに障がい者が雇用されたのは、ゼロという理解でいいんですかね。令和2年のところを見ると、2人と6人という。見方を説明していただけますか、どういうことですか。

渡辺教育人事課長 この計画を作ったのが平成30年11月、既に令和元年の採用予定者が内定した後で計画を作っていますので、令和元年度分には採用計画として折り込めなかったということです。

令和2年度のところを見ていただくと、教育事務で計画の数字を書いていますけれども、これについては採用計画に折込んで、今年度採用試験を実施して、令和2年度に採用予定という

ことです。さきほど教育長から申し上げたとおり、教員特別選考で計画では8名のところ2名が最終合格となっています。教育事務は計画では5名のところ、人事委員会とも話をし、今6名に合格を出しているということです。令和元年度は昨年11月に作成したので採用計画に折り込めなかったため、計画と実績等がゼロになっています。

猿渡議員 さつき委員長からもあったんですけども、40名を新たに雇用しなければならないときに、具体的な策を講じないようになっていかないんじゃないかと思うんです。そこら辺を具体的にどう取り組んでいくのかというのは、

渡辺教育人事課長 今年度県庁にワークセンターができたことで、事務補助を行う障がい者の方3名を一般事務として入れています。そういった方を教育庁でも拡充したいと思っていますし、県立学校においても、事務補助の業務がありますので、そういった方も入れて、教育委員会内の各機関で雇用を広げて対応していきたいと考えています。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて⑤と⑥の報告をお願いします。

箕田学校安全・安心支援課長 文部科学省実施の平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における、大分県の調査結果について報告します。

資料の4ページをお開きください。

1にあるとおり、調査対象期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日です。

まず2の暴力行為についてです。（1）暴力行為発生件数の推移の表の下から2段目が平成30年度の件数です。小・中・高校の合計が348件で、前年度より91件の増加となっています。その下の（2）暴力行為の状況の推移にあるとおり、小学校では生徒間、高校では生徒間と器物損壊が増えていきます。

次に、3いじめについてです。（1）いじめの認知件数の推移は、平成30年度小・中・高・特別支援学校を合わせて11,356件で、前年度より5,863件の増加となっています。

その下の（2）いじめの解消率の推移は、小・中・高・特別支援学校の平均で、右から2列目にあるように84.4%となっています。

（1）にあるように、いじめの認知件数が前年度より倍増となっていますが、いじめは長期化・深刻化させないことが重要であり、児童生徒のささいな変化も見逃さず、いじめを初期段階から認知して、しっかり対応するよう市町村教育委員会と連携し、その徹底を図ってきました。そのことが各学校に浸透し、積極的認知が進んだ結果と捉えています。

次に5ページをお開きください。

4の小中学校の不登校についてです。（1）の不登校児童生徒数の推移ですが、平成30年度は小・中学校合計で1,599人で、前年度より244人の増加となっています。その下の（2）不登校の要因ですが、上の表が小学校、下の表が中学校です。小中学校ともに共通する主な要因としては、学校に係る状況の左から2列目のいじめを除く友人関係をめぐる問題、4列目の学業の不振、右から2列目の家庭に係る状況といったものです。

次に6ページを御覧ください。

5高等学校の不登校の状況です。（1）にあるとおり平成30年度の不登校生徒数は617人で、前年度より31人の減となっていて、（2）不登校の要因の主なものは、小中学校と同様に、いじめを除く友人関係、学業の不振、家庭に係る状況などとなっています。

6は高校の中途退学者の状況です。（1）にあるとおり平成30年度の中途退学者数は488人で、前年度より65人の増となっています。中途退学の主な理由としては、（2）にあるとおり、学校生活・学業不適応、進路変更等です。調査結果の概要は以上ですが、こうした結果を踏まえ、いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・解決支援に取り組みます。

続いて、県立学校自転車通学生ヘルメット着用に関するアンケート結果について報告します。資料の7ページをお開きください。

まず今回の調査ですが、一番上の四角囲みにあるように、自転車通学生のヘルメット着用には

関する意識等を把握し、着用に向けた取組を円滑に推進するため、今年度実施しているヘルメット着用推進事業のモニター生徒と一般の自転車通学生、またその保護者の約2,300人を対象に、9月から10月にかけてアンケートを実施しました。

まず、1の着用前後の意識等の変化についてですが、破線の四角囲みにあるように、ヘルメット着用により乗車時の安心感が増しただけでなく、交通安全意識の高まりや慎重な運転の心がけについて、そう思うという肯定的な意見が8割を超えています。

その下2と3の、ヘルメットを着用して良かったと思うことですが、この意見の中には、自転車事故の際に、ヘルメットのお陰で軽傷あるいは無傷で済んだという意見もありました。

次の8ページを御覧ください。

4と5の着用して困ったことについては、夏場の暑さ、周りが着用していないための抵抗感といった意見がありました。その下の6、7の危ないと思ったこと、一番下の8の着用は有効かについては、それぞれの破線の四角囲みにあるように、危ないと思ったことがあると答えた生徒が半数を超え、保護者の9割が自転車事故に遭うのではないかと不安に思ったことがあると分かりました。また、一番下の四角囲みにあるように、一般の自転車通学生の認識はやや低いものの、ヘルメットの有効性についても全体的に理解されていることが分かっています。

次に9ページをお開きください。

9の、まだヘルメットを着用していない一般の自転車通学生とその保護者の現時点での課題については、大半は特に課題はないとグラフで分かりますが、意見の中で、格好が悪い、髪型が乱れるなどの意見や、保護者からは義務化しなければ着用しないと思う等の意見がありました。

最後に一番下、四角囲みの今後の取組方針ですが、今回のアンケート結果を踏まえ、他県の事例も参考にしながら、各学校と連携して、令和3年度からのヘルメット全員着用に向けて取り組みたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 もう時間が余りないので端的にします。5ページの小中学校の不登校ですね。いじめの問題も深刻なんですけど、不登校の問題。私自身は別に、学校に行かなきゃ絶対だめだとか、学校が唯一の学びの場だとか、そんなことは全然思っていないんですよ。学校に様々な理由で行かない子、行けない子、それがあって構わないと思うんですが、ただ、データとして見たときに、小学校、中学校とも非常に最近増加傾向にあると。しかもその理由が、学業の不振というのが結構大きい。

ということは、勉強の中身が難しいのか、学校の教え方のシステムが悪いのか。さきほど小嶋委員からもテスト廃止の話がありましたけれども、そこら辺を詳細に分析をしていかないと、ただでさえ子どもが少なくなっているのに、さらに学校に行かなくなると。そうすると、学校の先生は来なきゃ来んでいいというわけにはいかんのです。親は、子どもが行こうが行くまいが、お前の勝手にしろよでもいいんだけど、やっぱり学校の教員としては、来ないと何らかの対策は打たなきゃいけない。だから、そこら辺を今後十分に対策しないとイケないという気がします。質問じゃなくて意見になりましたが。

成迫委員 4ページの2の暴力行為の部分なんですけど、生徒間の暴力の概念というのは、ただのけんかなのか、一方的に誰かを痛めつけているのか、その説明をお願いします。

箕田学校安全・安心支援課長 一方的にということではなくて、両者が暴力を振るえば、生徒間の暴力として2件とカウントします。

成迫委員 じゃあこれは、けんかと捉えてよろしいですか。

箕田学校安全・安心支援課長 ささいなことからエスカレートして暴力行為に及ぶことがまま多いのですけれども、そういうトラブルを、この中でカウントして計上することになります。

成迫委員 その下のいじめの認知件数が、先生

たちの御努力で発見、認知件数が多くなっていると思うんですけど、この暴力行為の増加に伴って不登校の数が増えたりと、少し相関関係がありそうですので、ちょっと慎重に暴力行為に関してどういうつながりがあるのかを、また現場での判断材料として今後考えていただければと思います。

阿部（英）委員 特にいじめなんですけど、この数字ですよ。さきほど説明を聞いたときには、ああ、そういうことかと思っただけなんですけど、どの程度がこのいじめの数字に出てきているのか。基準があるでしょうけど、この平成30年の数字が非常にぽんと突出しているんでね。こういうところが今までなかったこと、こういうところを指摘したんでこういうふうにならな数字が上がったとかですね、やっぱり何か書いとかなないと。何か説明がないと、このままぽんと外に出たら、じゃあ今まで何やってたんだと言われてかねないよね。そこのところは、もう少し丁寧にしっかり書いておくべきじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

箕田学校安全・安心支援課長 御指摘のように、今回倍増ということなんです。これは、いじめを深刻化、長期化させないということで、これまで学校の中でいかに見逃さないかを徹底してきたわけなんですけど、なかなか浸透するのに時間がかかったということなんです。それがようやく浸透してきたので、この結果になったのかなと思っています。

昨年3月に、総務省から文部科学省に、いじめの認知の漏れがあるという勧告がありました。文部科学省はその勧告を全国に通知して、その通知を受けて、さらに学校の中で見落としのないように徹底しました。その辺りも要因の一つかなと思っています。

阿部（英）委員 いただいた数字を上から順に見ると、小学校、中学校とそれぞれの年度であるわけで、例えば26年度でこの数字で、27年度でまた増えている。こういうことはいけませんよと指摘をして、学校現場の中で何らかの機会を捉えて言っているなら減ってきていいはずでしょう。減らないんですかね。

箕田学校安全・安心支援課長 これは、4ページの認知件数に全国の状況と県の状況の比較があります。千人当たりでどうかという数字なんですけれども、全国的にもいじめをしっかりと認知する体制をとるよう、文部科学省が指導しており、重大事態を招かないように、いじめを早期に見つけることで、全体的に数が上がってきています。大分県は、平成29年度と30年度にそこが顕著に出てきたという結果になっています。

阿部（英）委員 今それぞれ努力されているので、来年はどういう数字になるか想定できますか。

箕田学校安全・安心支援課長 現時点では、数字がどうなるかは申し上げられないんですけど、いじめの発生件数と認知件数は違うものと思われまして。ただし、この発生件数はやっぱり減らす努力をしていかなければと思います。ただし、認知の方は見逃さない、ささいなことでも早期に、小さいところから芽を摘むという意味でしっかり学校で認知して対応していくという姿勢は今後も持ち続けなければいけません。この数字がどうなるかというのは、ちょっと…

阿部（英）委員 まあいいわ。どうなるかは別にして、数字は減っていかなくやいかんのじゃないかな。努力をしてるわけですから。どうなんですかな。

30年度のこの数字が、努力しているんだから減っていかなくやいけないところを、これが横滑りになったら、その努力はどうだったのかと問われることになる。そういう思いを持ってこの数字は出してるわけ。

箕田学校安全・安心支援課長 発生件数については、しっかりと学校の中で、子どもたちの人間関係、友達関係をいいものにしていくことにしっかりと努力する。これは認知した件数なんですけれども、発生件数自体、学校で起きるいじめを減らす努力はしていかなければならないと考えています。

阿部（英）委員 だからそこを努力をしていく基準として数字が出ているんでしょ。

まあいいや。またいらっしやい。今日はもう時間がないから。

三浦委員長 一つだけ私から。正にいじめの関係なんですけど、認知件数が増えている、ささいなこともというのは分からなくもないんですが、ちょっと見方を変えると9,300件いじめの認知件数があって、解消率が84%であると。昨年が4,300件で85%なんです。元々の件数が多いのに解消率は変わらないということは、かなりのいじめが残っているという見方にならないですかね。

ささいなことも認知してると。ただ、解消率は変わらないのであれば、それだけいじめが根深いというか、9,300件の84%だとかなりの件数がいじめとして残っていると見てとれるんですけど、その辺はどうなんでしょう。

箕田学校安全・安心支援課長 この84%ですが、全国的にも84.3%です。大分県も84.4%ということなんですが、これは統計の制度上の問題があって、いじめ解消の定義が、軽々にいじめが解消したと判断するなとなってます。いじめの事案を認めた、それから3か月を経過をしないといじめの解消としてカウントしないということになっています。ですので……

三浦委員長 その定義はいつからですか。いじめの解消の定義は。今年度から、30年度からですか。

箕田学校安全・安心支援課長 いえ、そこは変わっていません。

三浦委員長 もう時間が過ぎているので、そうであれば私が言うように、例えば29年度だと4,300件でいじめ解消率が85%だと3,683件解消なんです。30年度9,367件で、単純に計算して84.5%だと7,868件解消なんです。当然ですけども認知が倍以上違ってるんで、解消率が一緒であってもかなりいじめが残ってるという。定義も変わってないんであれば、その辺の方が大事じゃないかなと思うんですけど。

箕田学校安全・安心支援課長 認知の件数が増えて、解消の件数も当然増えた部分もあるんですけど、委員長がおっしゃるように、そこに解

消できてない部分もあるので、そこはしっかり正していきたいと……

阿部（英）委員 ちよっともう時間がないからね、同じ部屋だから、一度議論するためにいらっしやい。時間がなさ過ぎるじゃない。今、やり取りしようとしたってしようがない。

三浦委員長 じゃ、箕田課長、また来てください。そのほかに。

小嶋委員 ヘルメットの件ですけど簡潔に。9ページの主な意見にモニターの生徒、モニターの保護者の意見がそれぞれあります。その中で生徒あるいは保護者が、多分着用を義務化する方がいいと言ったんだと思うんですけど、義務化することになれば、何か縛るものというか、罰則はないにしても子どもたちにちゃんと守ってもらうよという意味で、何らかの要綱などを策定することになるんでしょうか。

それからもう1点は、令和2年度は特にもう何もせずに、3年までの間に準備をするという理解でよろしいですか。

箕田学校安全・安心支援課長 1点目の義務化ですけれども、愛媛県が義務化をしています。愛媛県はどうしているかということ、校則の中に自転車の許可要件としてヘルメットを着用することとありますので、その事例も参考にしながら判断をしていきたいと思っています。

それから、今年度約600名のモニター予算でしたが、来年度も予算要求をしたいと考えています。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

高橋委員 ごめんなさい。昨日の今日なので、改正給特法、昨日成立ということで、各自治体の条例化が今後問題になってくると思うんです。もう端的に、大分県教育委員会として条例化を考えているのかどうか、大体いつ頃までをめど

にしているのか、もし現段階で分かれば。まだこれからの検討ですということであればそれでも構いません。

工藤教育長 これからの検討です。

高橋委員 また、お尋ねします。

三浦委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。執行部は御苦労さまでした。

委員は協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

三浦委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。